

令和 7 年 1 月 24 日
練馬区高齢施策担当部
高齢社会対策課

第 10 期練馬区高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画策定支援業務 委託内容説明書

1 趣旨

この説明書は、第 10 期（令和 9～11 年度）練馬区高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（以下「第 10 期計画」という。）策定のために必要となる調査分析、資料の作成および介護保険運営協議会等の会議体の運営支援をコンサルタント事業者による業務委託するにあたり、委託予定内容を記載したものである。

なお、プロポーザル募集要領 5 に記載したとおり、委託業務の詳細については、本プロポーザルによる選定事業者と区との協議により決定する。

2 委託内容

第 10 期計画策定にあたり、高齢者一般施策や介護保険施策等に資する、高齢者やこれから高齢期を迎える方等の意識・意向、介護サービス事業者の運営状況等の基礎データを把握し、要介護認定者数、介護保険給付実績について分析するため、以下の調査および分析業務等を委託する。

(1) 高齢者基礎調査（令和 7 年度）

ア 業務目的

第 10 期計画策定のために必要となるデータを把握し、調査分析のための基礎資料とするため。

イ 調査の種類および対象者

(ア) 調査 1 高齢者一般調査

対象：介護保険の認定を受けていない区内在住の 65 歳以上の高齢者

（参考：令和 6 年 12 月 1 日時点 練馬区の 65 歳以上人口 163,889 人）

(イ) 調査 2 要支援・要介護認定者調査

対象：介護保険の認定（総合事業対象者を含む）を受けている区内在住の 65 歳以上の高齢者

（参考：令和 6 年 11 月末時点（総合事業対象者は 9 月末時点）練馬区の要介護認定者等の状況

総合事業対象者 1,217 人 要支援 1・2 認定者 9,872 人

要介護 1～5 認定者 27,036 人）

(ウ) 調査 3 これから高齢期を迎える方の調査（※調査票は調査 1 と同一）

対象：介護保険の認定を受けていない区内在住の 55 歳～64 歳の方

(参考：令和6年12月1日現在 練馬区の55歳～64歳人口 100,256人)

- (エ) 調査4 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査
対象：介護保険の認定を受けていない区内在住の65歳以上の高齢者、
介護保険の認定を受けている区内在住の65歳以上の高齢者のうち、要支援認定者（総合事業対象者を含む）
- (オ) 調査5 特別養護老人ホーム入所待機者調査
対象：特別養護老人ホームの入所待機者全員
(参考：令和6年10月末現在、練馬区の特養入所待機者数 875人)
- (カ) 調査6 介護サービス事業者調査
対象：介護保険サービスを提供している区内事業者
(参考：令和6年12月1日現在、練馬区内介護サービス事業者数 1,080事業者)
- ※(キ) 調査7 在宅介護実態調査
対象：区内で在宅生活をしている、要支援・要介護認定の更新申請に伴う認定調査対象者とその家族
(参考：前回調査（令和5年3月）の対象者数 616人)
- ※(ク) 調査8 施設整備調査
対象：区内に所在する介護保険施設等（特別養護老人ホーム、ショートステイ、介護老人保健施設、介護付き有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、地域密着型通所介護、（介護予防）認知症対応型通所介護、（介護予防）小規模多機能型居宅介護・看護小規模多機能型居宅介護、（介護予防）認知症対応型共同生活介護）
- ※ 調査7・8については、区が調査を実施し、受託者は集計・分析・資料作成（オを参照）を行うこと。

ウ 調査内容

- (ア) 調査1～3について
対象者は、区が無作為に抽出する。また、調査の対象者数および質問項目数は、前回調査を踏まえ本プロポーザルの提案事項とする。対象者数については、回答率および標本誤差（±5.4%までを許容範囲とする）を考慮した数とすること。
なお、高齢単身者世帯の課題を把握するため、調査対象者には単身者を含め、単身者への質問項目も別に設けること。
- ※ 調査2については、要支援認定者（総合事業対象者含む）および要介護認定者を別々に設定すること。
- ※ 単身者の数については、区と協議の上、決定すること。
- (イ) 調査4について
対象者は、区が無作為に抽出する。調査の質問項目数は、前回調査を踏まえ本プロポーザルの提案事項とする。また、質問には必須項目を必ず含めること。
対象者数については、回答率および標本誤差（±5.4%までを許容範囲とする）を考慮した数とすること。

- (ウ) 調査5について
全件調査により、入所待機者の実態を把握すること。また、調査の質問項目数は、本プロポーザルの提案事項とする。
- (エ) 調査6について
可能な限り全数調査とする。また、調査の質問項目数は、本プロポーザルの提案事項とするが、介護人材不足に関する実態を詳細に把握する内容を含めること。
- (オ) 対象者の重複について
調査1・2・4の対象者は、重複しないこととする。

エ 調査単位

調査は、日常生活圏域毎に集計・分析が可能となるよう実施することを原則とする。

※ 調査1・2・5・6については、地区毎に集計・分析が可能となるよう実施することも可とする。

※ 調査3については、区全域での集計・分析が可能となるよう実施することも可とする。

【練馬区における日常生活圏域および地区の考え方】

高齢者の生活をよりきめ細やかに支えるため、令和6年度から、日常生活圏域を地域包括支援センターに合わせて27圏域としている。これまでの練馬・光が丘・石神井・大泉の4つの地区については、単独の日常生活圏域では解決できない広域的な課題について、地域包括支援センターや介護サービス事業者、NPO等の様々な地域活動団体が引き続き連携しながら対応する基本地区として位置付けている。地域密着型サービスの基盤整備の構想にあたっては、日常生活圏域を踏まえつつ、基本地区をベースとして整備の進捗状況や既存の事業所の配置状況等も考慮して柔軟に計画する。

オ 調査票の設計・作成

区の示す調査票案に対して助言・提案を行い、区と協議のうえ調査票を作成すること。調査票は、記載者の負担軽減のため、見やすく、記入しやすい調査票となるよう文字の大きさ等について工夫・配慮すること。また、調査や対象者ごとに色分け等を行い、区別できるようにすること。

カ 調査の実施（令和7年10月～11月頃を予定）

- (ア) 調査票等の作成、発送回収業務等
 - ① 調査票、お礼状兼督促状および封筒の作成、印刷、封入、発送、回収作業および区民からの問合せ対応は受託者が行うこと。
 - ② 調査1～6の発信用宛名シールおよびお礼状兼督促状用宛名シールは、対象者・対象事業所のデータを区から受け取り作成すること。
なお、宛名シールの台紙は、受託者が用意するものとする。
 - ③ 発送・回収にかかる郵送料は委託料に含む。
なお、メール便は不可とする。
 - ④ 返信用封筒は高齢社会対策課計画係を宛先とする料金受取人払いとし、練馬郵便局留めとする。

なお、郵送料は往復とも受託者が負担するものとする。

- ⑤ 調査方法については、郵送のほか、オンラインによるなど、受託者からの提案事項とする。

(イ) 問合せへの対応

- ① 調査票発送日以降、履行期間内において、調査対象者などから電話、電子メールによる質問等を受け付けること。
- ② 基本的な質問等に対する対応例について、区が作成する対応例集に基づき統一的な対応を行うこと。例外的な質問、苦情などについては、受託者は速やかに区に連絡し、区の指示に従い対応すること。
- ③ 前日分の質問対応状況を報告様式にまとめ、メールにて区に報告すること。

キ 集計・分析・資料作成（令和7年12月～令和8年1月を予定）

返送された調査票を練馬郵便局にて引き取り、集計・分析・資料作成を行うこと。各調査についてデータを入力し、調査結果を集計すること。

- (ア) 各調査結果の速報として単純集計表を作成すること。
- (イ) 第10期計画策定の基礎資料になると考えられる集計パターンを提示すること。
また、適宜、区と協議により単純集計、クロス集計および過去実績との比較分析等を用いて分析することを行うこと。特に、単身者と複数人世帯との比較など、各調査結果の横断的な比較分析等を含めること。分析にあたっては、受託者独自の分析に加え、厚生労働省の地域包括ケア「見える化」システムを適宜活用し、分析を行うこと。
- (ウ) 上記分析結果について、区と協議のうえ、適宜資料の作成を行うこと。
- (エ) 集計・分析作業を終えた調査票は、すべて区に返却すること。

(2) 介護保険給付実績分析（令和7・8年度）

ア 業務目的

介護保険サービスの見込量を把握するため、要介護認定者数および介護保険給付実績について分析する。分析にあたっては、受託者独自の分析に加え、厚生労働省の地域包括ケア「見える化」システムを適宜活用し、分析を行うこと。

イ 業務内容

区と協議のうえ、本分析の目的に則り、下記の作業を行うこと。

なお、データは令和3年度から令和7年度の作業直近までを基本とし、必要に応じてその他のデータを用いること。

- (ア) 年齢別・世帯構成別・日常生活圏域別の人口および要介護認定者数の推計
- (イ) 要介護認定者数の推移の分析
- (ウ) 他区市との要介護認定率の比較
- (エ) 給付実績のデータ整理と分析
- (オ) 給付実績と第9期計画内容との比較、評価
- (カ) 時系列・日常生活圏域別の給付実績の整理および分析

- (キ) 給付実績の全国、東京都内、特別区内の傾向との比較
- (ク) 上記内容を踏まえた、第9期全体および第10期に向けた課題整理と方向性の抽出等

ウ 分析等報告

上記分析結果については、練馬区介護保険運営協議会および区職員による庁内検討会議等で報告すること。日時は別途指示する。

(3) 各種基礎資料の作成支援（令和7・8年度）

ア 業務目的

第10期計画の策定に向けて、高齢者基礎調査（調査結果）、介護保険給付実績、人口・要介護認定者数の推計、その他各種事業統計等の資料をもとに、練馬区の現状や課題を整理する。

また、各種統計資料、国、都、他区市の法令および計画、事業等の内容を把握分析し、練馬区に援用するための資料を作成する。

イ 業務内容

- (ア) 国や東京都、他区市における計画策定に向けての動向について整理・分析すること。
- (イ) 第9期計画の進捗状況を把握確認し、課題を整理すること。
- (ウ) 第10期計画の理念、目標、施策の設定に必要な資料を作成すること。
- (エ) その他、第10期計画の策定に必要な資料を作成すること。

(4) 介護保険運営協議会等の会議体の運営支援（令和7・8年度）

ア 業務目的

第10期計画の策定を効果的・効率的に進めるため、区において組織する運営支援会議体の事務補助を行うとともに、検討の方向性および内容を提案・助言し、検討結果を計画に反映するためのコンサルティング業務等を行う。

イ 運営支援会議体（令和7年4月～令和9年3月の開催予定回数）

- (ア) 練馬区介護保険運営協議会（令和7年度4回・令和8年度8回）
- (イ) 第10期練馬区高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画策定委員会（令和7年度3回・令和8年度3回）
- (ウ) 第10期練馬区高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画策定委員会分科会（令和7年度12回程度・令和8年度30回程度）

※ 回数については変動する可能性がある。

ウ 業務内容

- (ア) 各運営支援会議体における検討の方向性および内容について提案・助言すること。
- (イ) 各運営支援会議体において、基礎調査とは別に必要な情報を収集（例：介護事業所等への調査等）し、資料を作成すること。
- (ウ) 各運営支援会議体に参加すること。

- (エ) 各運営支援会議体の音声データを提供し、音声反訳および会議録（議事要旨）を作成すること。
- (オ) 区の要望に応じて、事前および事後の打合せを行うこと。
- (カ) 上記の他、区と協議のうえ必要な作業を行うこと。

エ 会議録の作成

- (ア) イ（ア）については、区の指定する書式に基づき、区の校正指示に従い作成すること。
- (イ) イ（イ）（ウ）については、A4判、ワードにより、各運営支援会議体の開催毎にまとめること。

(5) 第10期練馬区高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画書作成業務（令和8年度）

ア 計画書作成に向けた検討

- (ア) 高齢者基礎調査や人口推計等をもとに、目標の設定・目標事業量の推計を行い、計画の体系や内容等について整理・助言を行うこと。
- (イ) 国が示す方針や東京都が作成する計画、練馬区の戦略計画、既存の関連計画等との整合を図ること。
- (ウ) 練馬区介護保険運営協議会、庁内検討会議およびパブリックコメント等の意見を踏まえた内容の整理を行うこと。

イ 計画書素案の作成（令和8年9月）

- (ア) 印刷部数等は、(6)オを参照のこと。
- (イ) 構成は区と協議のうえ、見やすくなるように工夫すること。
- (ウ) 誤字・脱字の検査を行うこと。

ウ 計画書および同概要版の作成（令和9年3月発行）

- (ア) 印刷部数等は、(6)カおよびキを参照のこと。
- (イ) 構成は区と協議のうえ、見やすくなるように工夫すること。
- (ウ) 誤字・脱字の検査を行うこと。

(6) 印刷物等成果品

「印刷物のユニバーサルデザインガイドライン（練馬区）」に準拠すること。

成果品の著作権は、練馬区に帰属する。電子記録媒体は、区との協議により決定する。

納品の際には、ウ、エ、オを除き、クラフト紙による完全梱包とし、クラフト紙には調査報告書等の名称を表示すること。

なお、括弧内は納期の目安であり、区が指定する日までに納品すること。

ア 練馬区高齢者基礎調査報告書（令和8年2月）

- ・ A4判、1色刷り、300ページ程度 400部
- ・ 電子記録媒体

※ 区ホームページでの音声読み上げ用として、テキスト版データを作成すること。

イ 練馬区高齢者基礎調査報告書 概要版（令和8年2月）

- ・ A 4 判、カラー刷り、45 ページ程度 1,500 部
 - ・ 電子記録媒体
 - ※ 区ホームページでの音声読み上げ用として、テキスト版データを作成すること。
- ウ 第 10 期練馬区高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画書素案（令和 8 年 11 月）
- ・ A 4 判、カラー刷り、180 ページ程度 300 部
 - ※ フラットファイルに綴じた閲覧用（90 部）、ホチキス留めの配付用（210 部）を用意すること。
 - ・ 電子記録媒体
- エ 第 10 期練馬区高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画書（令和 9 年 2 月）
- ・ A 4 判、カラー刷り、180 ページ程度 700 部
 - ※ 各ページ下に音声コードを印刷し、その位置が分かるように切り込みをつけること。
 - ・ 電子記録媒体
- オ 第 10 期練馬区高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画 概要版（令和 9 年 2 月）
- ・ A 4 判、カラー刷り、8 ページ程度 4,000 部
 - ※ 各ページ下に音声コードを印刷し、その位置が分かるように切り込みをつけること。
 - ・ 電子記録媒体
- カ 個人情報の取り扱いは、練馬区が定める「情報の保護および管理に関する特記事項」（別紙 3）に基づくこと。
- キ 環境への配慮については、環境法令を遵守するとともに環境負荷の低減に努めること。